進めよう「住まいの耐震化」

三木市住宅耐震化促進事業のご案内



- ○阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・家具の転倒 などにより多くの尊い命が奪われました
- ○大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和 56 年5月以前に建築された木造住宅でした
- Oいつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震 改修して住宅を補強しておくことが大切です

簡易耐震診断推進事業

「簡易耐震診断」を申し込んでください 市が診断員を派遣します

〇無料で診断できます。

- 〇昭和56年5月31日以前着工の住宅が対象です。(納屋等は対象外)
- ○構造的に一体の増築を行っている場合は補助対象外の場合があります。

〇共同住宅(長屋を含む)も対象となります。

耐震診断の結果

評点 0.7 未満	評点 0.7 以上 1.0 未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

(木造戸建住宅の場合)

三木市住宅耐震化促進事業

耐震診断の結果「危険」「やや危険」の場合は・・・

「住まいの耐震化」を検討してください

「次に何を検討したら良いのか」 簡易耐震診断を実施した 診断員がお答えします。

一人でも多くの市民の皆さんに耐震化に取り組んでいただけるよう、様々なメニューを用意しています。

住まいを建て替えたい方は

住まいに住み続けたい方は

耐震改修工事をしたい

高額な耐震改修工事は困難

家全体をしっかり 改修したい 部分的な改修をしたい

命だけは守りたい

住宅建替補助

耐震改修工事ではなく、建替えによって安全性を確保する場合に補助します。(現況が空き家の場合は対象外となります。)

住宅耐震化補助

耐震改修工事により、 地震に対する十分な安 全性を確保する場合に 補助します。

- ・住宅耐震改修計画策定費補助
- · 住宅耐震改修工事費補助

部分型耐震化補助

部分的な耐震改修工事 を実施する場合に補助 します。

- · 簡易耐震改修工事費補助
- ・シェルター型丁事費補助
- ・屋根軽量化工事費補助

防災ベッド等設置助成

耐震改修工事ではなく、命を守る最低限の対策として防災ベッドを設置する場合に補助します。

※契約後の補助金申請は出来ませんので、ご注意ください。

令和7年度6月から補助制度の一部が拡充されました。

【R7拡充】住宅所有者が65歳以上の高齢者の場合、二親等以内の親族の方の申請も可能になります。

住宅耐震化補助 まず、計画策定費補助を申請していただき、その完了後に改修工事費補助の申請となります。

住宅耐震改修計画策定費補助

(1) 対象となる方

三木市内に対象となる住宅を所有する方

(2) 対象となる住宅

- 以下の条件をすべて満たす住宅(共同住宅※、 賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含む)

- ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- イ 違反建築物でないもの
- ★ ウ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断 されたもの
 - エ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住 宅又は加入する住宅
 - (3)対象となる費用

耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用

(4)補助額

戸建住宅 補助率2/3 限度額20万円 共同住宅 補助率2/3 限度額12万円/戸

住宅耐震改修工事費補助

(1) 対象となる方

三木市内に対象となる住宅を所有し、所得が

1,200万円以下の県民の方(個人) 業者登録必要

(2) 対象となる住宅

左記★部分と同じ

- (3)対象となる費用
 - ① 住宅の耐震基準を満たす改修工事であって、 耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の 補強等(附帯工事を含む)に要する費用
 - ② 耐震改修を行う室の内装工事に要する費用 (著しい機能向上に係るものを除く)
- (4)補助額

戸建住宅 補助率 4/5 限度額100万円 共同住宅 補助率 4/5 限度額40万円/戸

※マンション(延べ面積 1,000 ㎡以上かつ 3 階以上の 耐火・準耐火建築物) や共同住宅の場合は要相談。

部分型耐震化補助

部分的な改修工事を実施する場合は、3つの補助メニューから選択することができます。

簡易耐震改修工事費補助

業者登録必要 (1) 対象となる方 上記下線部と同じ

(2) 対象となる住宅

上記★部分とほぼ同じ (耐震診断の結果、「危険」と 診断された戸建住宅に限る)

(3) 対象となる費用

耐震性能を改善するための耐震 診断、計画策定及び耐震改修工 事に要する費用

(木造の場合、改修後の耐震診断 評点が O.7 以上となるもの)

(4) 補助額 補助率 4/5

限度額50万円

シェルター型工事費補助

(1) 対象となる方 上記下線部と同じ

(2) 対象となる住宅

上記★部分とほぼ同じ (戸建住宅に限る)

(3) 対象となる費用

県が認める耐震シェルター の設置に要する費用

(4) 補助額 10万円 または 50万円 (定額)

【R7拡充】

◆居住者全員が申請年度3月末 時点で65歳以上の住宅に限り 最大100万円

屋根軽量化工事費補助

(1)対象となる方

業者登録必要

上記下線部と同じ

(2) 対象となる住宅 【R7拡充】

上記★部分とほぼ同じ

(耐震診断の結果、下記の表の評点を 満たす木造戸建住宅に限る)

屋根の仕様		上部
現況	改修後	構造評点
土葺き瓦	軽い(スレート等)	0.4
桟瓦等	軽い(スレート等)	0.5
土葺き瓦	重い(桟瓦等)	0.5

(3) 対象となる費用

屋根軽量化工事に要する費用

(4) 補助額 50 万円 (定額)

:「兵庫県住宅改修業者登録制度」による登録を受け、補助の実績を県HPで公表できる事業者との契約が 業者登録 必要となります。【登録制度の問合せ先】兵庫県住宅政策課(TEL: 078-362-7711)

住宅建替補助

建替によって安全性を確保する場合 **が災ベッド等設置助成** の補助メニューです。

命を守る最低限の対策へ

(1)対象となる方

上記下線部とほぼ同じ(新築住宅の所有者となる方)

(2) 対象となる住宅

上記★部分とほぼ同じ(所有者等の自己居住用の戸 建住宅に限る。空き家は対象外。建替後の住宅は、 省エネ基準を満たすものに限る。詳しくは市へ。)

(3)対象となる費用

対象となる住宅の現地建替えに要する工事費用

(4) 補助額 補助率 4/5 限度額 100 万円

(1)対象となる方

対象となる住宅に居住し、所得が1,200万円 以下の市民の方

(2) 対象となる住宅

上記★部分とほぼ同じ(戸建住宅に限る)

(3) 対象となる費用

対象となる住宅への防災ベッド等の設置に 要する費用

(4) 補助額 10万円/台(定額)

補助内容の詳細・本パンフレットに関する問い合わせ先:三木市建築住宅課建築係(TEL:0794-82-2000)